



各 位

平成 22 年 12 月 10 日

会社名 株式会社オリエントコーポレーション

代表者名 代表取締役社長 西田 宜正

(コード：8585)

問合せ先 経営企画部長 古賀 正弘

(TEL. 03-5877-1111)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 22 年 12 月 2 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の別紙 [定款一部変更案 (その 1)] および [定款一部変更案 (その 2)] の内容について、一部誤りがございましたので、別紙のとおり訂正いたします。

以上

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	訂正内容
5	<p>[定款一部変更案 (その1)]</p> <p>「変更案 (その1)」</p> <p>※ 新旧対照表の右側部分</p> <p>第12条の10第2項</p>	<p><u>(I種優先中間配当金)</u></p> <p><u>2. 当社は、優先配当開始事業年度初日以降、第41条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株主又はI種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき各事業年度におけるI種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「I種優先中間配当金」という。)を支払う。但し、平成30年3月31日に終了する事業年度におけるI種優先中間配当金の額は、I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、当該事業年度にかかる日本円TIBOR(6ヵ月物)に0.7938%を加えた比率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)とする。</u></p>	<p><u>(I種優先中間配当金)</u></p> <p><u>2. 当社は、優先配当開始事業年度初日以降、第41条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株主又はI種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき各事業年度におけるI種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「I種優先中間配当金」という。)を支払う。但し、平成30年3月31日に終了する事業年度におけるI種優先中間配当金の額は、I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、当該事業年度にかかる日本円TIBOR(6ヵ月物)の2分の1に0.7938%を加えた比率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)とする。</u></p>	<p>・文言追加</p>

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	訂正内容
17	<p>[定款一部変更案 (その2)]</p> <p>「変更案 (その1)」</p> <p>※ 新旧対照表の左側部分</p> <p>第12条の11第4項</p>	<p>(準用規定)</p> <p>4. 第12条の2第2項 (A種優先中間配当金)、第3項 (残余財産の分配)、第4項 (議決権)、第7項 (株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等) の規定は、J種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「J種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「J種優先株主」と、「A種登録株式質権者」とあるのは「J種登録株式質権者」と、「A種優先配当金」とあるのは「J種優先優先配当金」と「A種優先中間配当金」とあるのは「J種優先中間配当金」と、「1株につき500円」とあるのは「1株につき1,000円」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>4. 第12条の2第2項 (A種優先中間配当金)、第3項 (残余財産の分配)、第4項 (議決権)、第7項 (株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等) の規定は、J種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「J種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「J種優先株主」と、「A種登録株式質権者」とあるのは「J種登録株式質権者」と、「A種優先配当金」とあるのは「J種優先配当金」と、「A種優先中間配当金」とあるのは「J種優先中間配当金」と、「1株につき500円」とあるのは「1株につき1,000円」と読み替えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言一部削除 ・ 読点追加